

紀美野町在宅育児支援事業給付金該当確認チャート

出生後、2か月から1歳になるまでのお子さまを養育されていますか？

いいえ

紀美野町在宅育児支援事業の**対象外**です。

はい

そのお子さまは第2子ですか？もしくは第3子以降ですか？

第1子

第3子以降

第2子

申請される方及びその配偶者の方の市町村民税所得割の合計額は77,101円未満(年収360万円未満相当世帯)ですか？

毎年6月頃に配布される「税額決定通知書」にてご確認ください。
(町民税が給与天引きでない方には、税務課より町民税納税通知書を送付しています。)
ただし、下記控除はこの所得割額の算定時に控除できませんので、ご注意ください。

- 住宅借入金等特別控除
- 寄付金税額控除
- 配当控除
- 外国税額控除
- 配当割額・株式譲渡所得割額控除

77,101円未満です。

77,101円以上です。

そのお子さまは**保育所、こども園、児童発達支援サービス施設**などの「紀州っ子いっぱいサポート事業対象施設」に入所していますか？

はい

紀美野町在宅育児支援事業の**対象外**です。

いいえ

申請される方及びその配偶者の方の健康保険は、国民健康保険ですか？

はい

いいえ

パートタイム・アルバイト等の勤務をされていますか？

はい

保険証の種類は、被扶養者用の健康保険証ですか？

いいえ

いいえ

はい

育児休業給付金支給決定通知書をお持ちですか？

はい

いいえ

育児休業給付金の受給について申請中ですか？
もしくは申請する予定ですか？

申請中
(申請予定)

紀美野町在宅育児支援事業の**対象外**です。

いいえ (添) 育児休業給付金受給申請状況証明書

申請される方は下記要件を全て満たしていますか？

- 紀美野町に住民登録を有すること
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと
- 暴力団員や公序良俗に反する者ではないこと(配偶者も)

いいえ

はい

申請できる可能性があります。子育て推進課(489-9966)まで申請・お問い合わせください。

夫婦それぞれご確認ください。